

宮古島市地域賑わい創出事業基礎調査及び構想策定委託業務仕様書

1. 業務名

宮古島市地域賑わい創出事業基礎調査及び構想策定委託業務

2. 業務目的

本市は、2005年に市町村合併を行い宮古島市となったが、合併に係る協議の中で、役場機能や人口（昼間人口含む）の市街地への一極集中化が懸念されていた。市全体の振興・発展のために観光振興が進められ、2015年から入域観光客数は急増し、各地の観光開発なども進んだが、旧町村地域（平良北部含む）では、懸念されていた高齢化・少子化・人口減少などの課題が顕在化してきており、地域の担い手の減少、各地の伝統行事や生業・事業の継続・振興が困難化している。さらには、観光振興はオーバーツーリズムや環境問題などの市民不安を増大させる結果ともなっている。

旧町村部の振興・発展に寄与する地域の賑わいの創出が急務と考えられるが、各地域の課題は個々に異なり、どの様な賑わいが振興・発展につながるのかは多様であると考えられるため、本業務においては、各地域の住民・自治会や団体へのヒアリングや意見交換を通して、旧町村部の抱える課題や振興・発展のビジョンを整理し、その解決につながる賑わい創出事業の構想の策定を目的とする。

3. 業務期間

業務委託契約締結日から令和5年8月15日まで

4. 提出書類

受託者は、本業務の契約時、着手時、完了時に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 管理責任者等の通知届
- (4) 業務工程表
- (5) 業務完了届

- (6) 業務に係る経費内訳書及び証憑書類
- (7) その他、委託者が支持する書類

5. 業務内容

本業務は、以下の業務を実施し、内容のとりまとめを行うものとする。

- (1) 現地調査と上位・関連計画との整理、本市統計資料等の収集と分析
旧町村地域に関連すると想定される上位計画・関連計画ならびに本市統計に係る資料を収集し、ヒアリングやワークショップでまとめた現状・課題・賑わい創出事業の構想などとの相関性や統一性を分析し、整理する。また、調査結果を踏まえ、取り組み優先順位についても、検討する。
※旧町村地域とは、平良地区北部、下地地区、上野地区、城辺地区、伊良部地区を指す。
- (2) 地域住民・関係者のためのワークショップ等の開催
旧町村地域住民、自治会、団体及び各地で営まれる家業や生業事業者を対象とし、地域の現状・課題、振興・発展のビジョン、ビジョンの実現に繋がる賑わい創出事業等の構想を検討する。
- (3) 先進事例調査および本市との比較、分析
賑わい創出が地域課題の解決と振興・発展に寄与した事例として参考となる他地域の事例を収集・整理し、本市に置換えた場合の分析を行い、賑わい創出事業のあり方などを検討するための基礎資料とする。
- (4) 基本構想・基本計画の素案の作成
 - (1)～(3)を踏まえ、地域課題の解決及び地域の振興・発展に寄与する賑わい創出事業等の整理を行い、基本構想・基本計画の素案を作成する。
 - 1 各地域の固有課題、旧町村地域の共通課題の整理
 - 2 各地域固有及び旧町村地域共通の振興・発展ビジョンの整理
 - 3 各地域で固有また旧町村地域共通で求められる賑わい創出事業等の整理

- 4 各賑わい創出事業から期待される効果の整理
- 5 各賑わい創出事業の優先順位とロードマップの整理

6. 成果品

本業務の成果物として、以下を提出すること。

- 報告書（A4版簡易製本）2部
- 電子媒体1部

※ 電子データは原則として、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Pointで編集可能な形式で納品すること。

7. 成果の帰属及び秘密の保持

（1）成果の帰属

本業務における成果については、すべて本市に帰属するものとする。

（2）秘密の保持

ア 受託者は、本業務に関して、本市から受領又は閲覧した資料等については、本市の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託事業者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

（3）個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で保護すべき個人情報を取り扱う場合は、万全の対策を講じること。

8. 再委託の禁止

原則、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を受けた場合は、この限りではない。

9. その他留意事項

- （1）本業務を円滑に実施するため、本市と受託者は十分な協議を行うものとする。
- （2）本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、決定するものとする。

(3) 業務完了後、成果品に不備があった場合は、本市の指示により受託者の負担において直ちにその不備を修正するものとする。